

第15回 障害者差別をなくすための研究会議事概要

(佐藤副座長)

そろそろ定刻を過ぎたので始める。あらかじめ出席の委員の方にご了解いただきたいが、今日は、県の報道部局から資料用の写真撮影を行いたいとのことなので、ご了承願いたい。

今回からはいよいよ各条項のイメージを具体的に議論したいが、前回の事務局説明のように、各分野の各論以外の全体・総論部分を先に議論したい。

議事に入る前に事務局から配布資料の確認をお願いする。

(事務局:小森)

(資料確認と出席課の確認)

(佐藤副座長)

続いて、事務局からミニタウンミーティングの結果のご紹介をいただけるとのことだがどうか。

(事務局:小森)

ミニタウンミーティングでの意見等について、9月23日の松戸でのミニタウンミーティングについては堀口委員から、9月28日の千葉市ミニタウンミーティングについては高村委員から詳細にまとめられた資料があるので、そちらをご参照いただきたい。

(佐藤副座長)

本日は、時間が許す限り、条例の全体・総論の部分について、事務局の方で論点と各条項のイメージをまとめてもらったので、それに沿って、議論を行っていきたいと思う。まず、竹林課長から、今回の資料の位置付けについて説明をお願いしたい。

(竹林課長)

遅れてしまって申し訳ない。誤解をいただいても申し訳ないのでご説明を補足したい。条文をイメージできる内容のものを事務局で形作ってみたが、基本的に「白紙から作る」という原則は曲げていない。これまでの研究会での議論を整理させていただいたもの。

資料の体裁は、偶数と奇数のページが対になっている。前文は箇条書きだが、その他のものは条文に近い形にしている。

左の偶数ページには、事務局の思考のプロセスとして、中間報告の記述を書いた。また、研究会での議論をふまえて、法律的な論点を、全ての法律が網羅できている訳ではないので、把握している限りで書いた。そして、他の団体等の例を参考として書いたのが右の奇数ページのイメージである。左のページに書いてあるものを前提・参考としていただきながら議論してほしい。

(佐藤副座長)

右のページを見ると大体条文のイメージになるような形になっている。

(事務局:小森)

<資料2の説明:前文、目的、定義>

〔前文についての論点〕

1. 中間報告での記述(抄)

前文には、これまでの経緯及び「差別をなくすための取組み」の意義や方向性の要素を盛り込む。

2. 法制上の論点

- 法規範性はないが、各条項の解釈に影響する
- 字数は通常500字以内、最長でも700字程度か(例:日本国憲法)

3. 参考例

- 日弁連委員会「障害を理由とする差別を禁止する法律」案
- DPI「障害者差別禁止法」(障害をもつ人への差別を禁止し権利を保障する法律)
- 宮城県「障害のある人への差別を排除する条例」(一次案)
「障害のある人への差別を救済する条例」(二次案)
みやぎ連絡協議会案「障害のある人への差別をなくす県の条例」(案)

〔前文部分の要素〕

- 障害のある人の現状
- 健康福祉千葉方式の取組み
- 当事者を含む民間と行政の協働
- 新たな地域福祉像「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らす」
- 地域生活のためには福祉サービスの充実のみではなく差別や偏見のない地域づくりが必要
- 「差別をなくすための取組み」の3つの意義
 - (1) 障害があってもその人らしく地域で暮らすことを実現する
 - (2) 障害のある人や障害の問題に対する理解を広げる「県民運動」とする
 - (3) 「あらゆる差別のない地域社会」を実現するための出発点とする
- 対立構図の解消
- 県民文化の創造(幼い頃から知り合う機会が重要)

〔目的についての論点〕

1. 中間報告での記述(抄)

2. 法制上の論点

- 条例に定める内容の概観と究極の目的を記述する。
- 健康福祉部が所管する条例の究極の目的としては、「県民の福祉の増進に資する」という趣旨の文言を盛り込むことが一般的。

3. 参考例

- 福祉のまちづくり条例 など

目的のイメージ

- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組みについて、基本理念を定めること
- 県、市町村及び県民の役割を明らかにすること
- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に推進すること
- 障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を図ること
- 現在及び将来の県民の福祉の増進に資すること

[定義についての論点]

1. 中間報告での記述(抄)

「障害」についての条例上の具体的な規定ぶりについては今後詳細な検討が必要となりますが、この研究会では、第三次千葉県障害者計画の考え方を引き継ぎ、法律上の障害者の定義や障害者手帳の有無にこだわらず、例えば「何らかの心身における損傷・疾病などの特徴のために、社会生活等において何らかの困難を継続的に抱えている人」を広く取組みの対象とすることとしたいと思います。

2. 法制上の論点

- 「定義」は、条例中の重要用語で、定義せずに使用すると意味が不明確な用語について、できる限り、客観的・具体的な内容を明らかにすることが目的。
- 多様な「障害」を読み込めるようにするためには、「ある程度」といった抽象的な概念を用いざるを得ない。一方、抽象的な概念を残さざるを得ないとすると、何が障害かについて明確な線が引けないので、罪刑法定主義の要請のある刑罰法規になじみにくい。

3. 参考例

○ 障害者基本法2条

この法律において、障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

○ 日弁連案2条

本法において、障害とは精神的・知的又は身体的な損傷・疾病などを理由として、日常生活又は社会生活において実質的な制限を受ける状態にあることをいう。

○ DPI 1章-2

この法律において、障害とは、障害や病気などを原因とする個人の特性にかかわらず、その個人に対して、ある程度以上の能力や機能を要求する社会的環境との関係で生じる障壁をいう。

○ みやぎ連絡協議会案2条

この条例において、「障害のある人」とは、身体障害、知的障害又は精神障害又は発達障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人をいう。

[定義のイメージ]

1. 「障害」の定義

- 心身における損傷又は疾病その他の事情のために、日常生活又は社会生活において、個人に対してある程度以上の能力や機能を要求する社会的環境との関係で生じる制限を受ける状態をいう。

2. 「虐待」の定義

- 障害のある人の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
- 障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害のある人をしてわいせつな行為をさせること
- 養護を必要とする障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による～又は～に掲げる行為と同様の行為の放置その他養護を著しく怠ること
- 障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 障害のある人の親族が当該障害のある人の財産を不当に処分することその他障害のある人から不当に財産を得ること

補足すると、障害については、従来の医学モデル的な表現ではなく、社会モデル・生活モデル的な表現にした。虐待の定義も、児童虐待防止法・高齢者虐待防止法案を参考に定義してみた。

(佐藤副座長)

これらについては、事務局で研究会のこれまでの議論をまとめていただいた形だが、委員の方から何かご意見は。

(横山委員)

「障害のあることを理由に差別されなくてもいい」という意識が必要。障害のある人、を主語にすればエンパワメントにもつながるのではないか。

(森委員)

目的について、論点の中に、メーリングリストでもふれたが、成瀬委員からもあったように、PAT S県民運動の盛り込みもどのようにするかもあろうが、究極の目的であれば、重点施策2003APの内容を盛り込むのがよいかと思う。

それと、7pに具体的に掲げているように、DPI案をベースにしていることについては良いと好感を持っている。

虐待の定義の持っている限定性から、ある意味で、この定義によって、条例の名前というのも普遍的にぼやっとした内容よりも、「障害者に関する条例」ということを知らしめることが明確になり、名称に作用すると思う。

(佐藤副座長)

名称については次回議論したい。横山委員から意見のあった、各条項の主語については、「障害のある人」を主語にするということか。

(横山委員)

そのようにすることとしたい。

(佐藤副座長)

アクションプランについては、経緯を盛り込むという趣旨か。

(森委員)

経緯と言うよりも中身。健康福祉政策課が持っていた施策、過去の実績が今も継続しているということ盛り込めればよい。

(成瀬委員)

大事なのは文言そのものではなく考え方。その考え方を是非引き継いでいただきたい。昔、若い脳性麻痺の方が中心になり、「車いすでバスに乗ろう」という力のこもった社会参加運動が起こった。当時は、新聞で「バスがハイジャックされた」という書き方だった。今はよい方向になってきた。

旅行に行くと、障害者が挨拶もしないで去っていったのが不快だったという記事があったが、飛行機で旅行した障害者は分かると思うが、障害者は通行経路が別ルートになっているので起きてしまうこと。それを一般常識で考えると、「おかしい」と思われてしまう。知的障害者がバスに乗ろうとして「乗るな」と言われたことも、あってはならない。車いすの乗車拒否も、昔、運輸省が通達で禁じた。

このように、ものの考え方が変わってきたことが大事。また、物理的に変わってきたこともある。トイレは車いすがJIS規格で67センチ。しかし、トイレのドアは55センチ。不思議なことに、ドアの幅はイギリスと日本が同じである。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

市町村の定義について教えて頂きたい。

1つ目、船橋市・千葉市について、中核市・政令市であり一般の市町村と違うということだが、扱いはどうなるか。

2つ目は、条例の効力の範囲。他県からたまたま千葉県に来た場合、また、仮住まいといったように、とりあえず千葉にいる人も含むのか。

3つ目は、「障害のある人」は、非常に幅が広く、聾者以外も含むが、健康なのに障害があるとごまかす人もいるのではないか。そのあたりも懸念されるので、皆さんに意見を伺いたい。

(佐藤副座長)

アクションプラン2003については、目的の部分に入れてほしいということか。

(森委員)

私はそう思う。その施策9が「一人の人間としての尊厳の確保」という、哲学的なことなので、それを目指しての施策、ということを確認したい。

(佐藤副座長)

アクションプランの精神を活かす、と言うことはもっともだと思うが、ここにある5つの要素とは異種になるので、どう盛り込むべきか。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

精神障害についても記述をさせていただきたいが、「健康福祉千葉方式」にあるので、色々盛り込むと収集がつかなくなるので、そこに盛り込んではどうか。

(佐藤副座長)

具体的な場所はすぐには特定できないが、これまでの県民活動の精神を盛り込もうという趣旨は賛成である。

(成瀬委員)

昔は、委員の中に、視覚障害のある委員のいるときには、必ず名乗ってから発言するというルールがあったが、「PATS運動が消えてしまってもったいない」ということも、考え方を盛り込みたい。

(竹林課長)

「PATS運動が消えて無くなった」という認識のようだが、健康福祉政策課で平成15年度にマップなどを作った。それで十分とはいわないが、全く放っているわけではない。今の前文でもその趣旨はあるし、もう少しそれがはっきりすればいいのではないかと思う。24pの中に、「情報提供の仕組み」という形でしていったらどうか、と考えている。PATSと言う個別の事業名は載っていないが、精神は活かしていきたいと思っている。

(佐藤副座長)

植野委員からあった質問について、市町村は後で議論するが、効力の範囲についてはどなたか説明してほしい。

(竹林課長)

条例の効力は、属人主義ではなく属地主義。千葉県民でも、東京では効力がない。逆に、千葉県に他県の人 cameたら効力がある。イベントなどで一時的に来た人に適用するのは実際には難しいと思うが。

(内山委員)

虐待の定義は、差別の中でもとりわけ悪質なもの、という趣旨からここで書いたのだと思うが、差別そのものはどう定義するのか。

(竹林課長)

次回議論する予定の「7. 差別の禁止等」の箇所に、分野ごとに具体的に書くので、抽象的な規定を置くことが難しい。

(西村委員)

障害の定義について、“損傷”という言葉のニュアンスが強いので、一般の人が持つ印象として、少し厳しいのではないかと思う。

(佐藤副座長)

私もそう思うが、何かよい代替案がないだろうか。

とりあえず、今の箇所は終えたということで、基本理念などについて事務局の説明をいただきたい。

(事務局:小森)

<基本理念、県・県民の役割について>

基本理念についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

- 千葉県の「新たな地域福祉像」(～誰もが～ありのままに・その人らしく～地域で暮らす)を実現するためには、何より障害者が暮らせる「地域づくり」が必要です。
- 従来は、差別される側 vs.差別する側という対立構図だけで差別問題は議論されがちでしたが、「すべての人が、その人の状況に応じて暮らしやすい社会を作るためにはどうすればよいか」というより豊かな問題意識からは、障害のある人もない人も互いの言いたいことを引き出しあえる形で、話し合い取り組むことを基本方針とすべきです。
- 「新たな地域福祉像」を実現するためには、行政が率先してその制度やサービスを点検し、改めていくとともに、県民全体でこうした不利益の解消に取り組んでいく必要があります。この場合、そもそも「差別とは何か」ということ自体が明確でなく、無意識に、あるいは悪気なく行われる「差別」も多いと思われることから、広く県民の間に障害者・障害問題に対する共通の理解を醸成することや、差別をなくしていくためのルールをつくる必要があります。

2. 法制上の論点

- 「基本理念」の性格→理念規定は、運用上の根本基準や適用上の注意事項を規定するもので、法律的にはあくまで「解釈の指針」であり、これによって、実体的な効力が発生するものではない。
- 条例の最も基本的な考え方を簡潔に規定するものであり、冗長にはできない。

3. 参考例

- 近年の県条例の内、政策の基本的な枠組みを規定する基本条例タイプの条例では基本理念を規定することが多い。
「安全で安心なまちづくり条例」(4項目)
「里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」(4項目)など

[基本理念のイメージ]

- 何人も、障害を理由として差別を受けず、ありのままに、自分らしく、地域で暮らす権利を有する

- 障害のある人に対する差別をなくす取組みは、障害のある人に対する虐待が、最も権利を最も侵害するものであることを認識して行われなければならない
- 障害のある人に対する差別をなくす取組みは、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の無理解から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組みと一体のものとして行われなければならない
- 障害のある人に対する差別をなくす取組みは、差別する側と差別される側という対立構図を克服し、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会を作るべきことを旨として、行われなければならない
- 障害のある人に対する差別をなくす取組みは、様々な立場の県民がお互いの立場を理解し、相協力すべきことを旨として、行われなければならない

県・県民の役割についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

- 「新たな地域福祉像」を実現するためには、行政が率先してその制度やサービスを点検し、改めていくとともに、県民全体でこうした不利益の解消に取り組んでいく必要があります。この場合、そもそも「差別とは何か」ということ自体が明確でなく、無意識に、あるいは悪気なく行われる「差別」も多いと思われることから、広く県民の間に障害者・障害問題に対する共通の理解を醸成することや、差別をなくしていくためのルールをつくる必要があります。
- しかしながら、障害者に対する理解を広げ差別をなくしていくためには、障害者も、ただ「理解してほしい」と願うだけではなく、自らの「暮らしにくさ」や思いを積極的に周囲に伝えていく努力をする必要があります。もちろんそのためには、障害者であることを隠さざるを得ないような状況が現に存在していることを十分理解するとともに、障害者が発言できる機会を増やし、環境を整える必要があります。

2. 法制上の論点

- 市町村の役割については、地方分権の観点から、平成14年以降の条例では、県と対等の関係にある市町村の役割について条例には直接規定しない取扱いとなっている。
(県の連携の相手方(パートナー)として規定するのが限界)

3. 参考例

- 安全で安心なまちづくりの促進に関する条例

第四条 (県の役割)

県は、前条に規定する安全で安心なまちづくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を定め、及び実施するよう努めなければならない。

第五条 (県と市町村との適切な役割分担の下の連携)

県は、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持し、並びに防犯を行うことが地域における事務として地方公共団体が処理すべきであることを認識し、市町村がその地域の特性に応じた安全で安心なまちづくりに関する施策を実施する場合にあっては、県と市町村との適切な役割分担を踏まえ、当該市町村と連携するものとする。

第六条（県民の役割）

県民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについての関心及び理解を深め、自ら犯罪の被害者とならないよう努めるとともに、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。（以下略）

〔県の役割のイメージ〕

- 県は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策（虐待の防止及び虐待への対応に関する施策を含む）を総合的に策定し、実施しなければならない
- 〔県と市町村の連携のイメージ〕
- 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない

〔県民の役割のイメージ〕

- 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、相互に協力するよう努めるものとする
- 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする
- 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村と協力して、障害のある人がその暮らしにくさを発信できるような環境を整えるよう努めるものとする
- 県民は、基本理念にのっとり、障害のあることによる自らの暮らしにくさを発信し、周囲の人々に対して積極的に伝えるよう努めるものとする

（佐藤副座長）

県については義務規定を強く打ち出せるが、市町村については義務規定を打ち出すことが難しいということだが、意見などは。

（障害者計画推進作業部会 木村委員）

11p（県民の役割）～の「県民は、基本理念にのっとり、障害のあることによる…」という表現を、9pの「障害のある人」のように分かりやすくできないか。

（森委員）

具体的な文言は法制上の論点に支配されるだろうから、お任せする。

県行政は、こういうスタンスで、市町村と対等の関係にあると立ち位置をとっている事を、研究会として共有認識をしておかなければならないと思った。11pの「県と市町村の連携」という考え方には共感するが、実際に、施策を実施していない市町村に対して県が何をするのか、という姿勢が必要ではないか。「実施する市町村に連携する」のはよいことだと思うが、していない市町村に対して、どの程度踏み込んで盛り込めるのか。

(佐藤副座長)

それは、市町村に対して義務を課すことがどの程度できるのか、ということか。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

重ねて申し上げるが、あえて11pの～の主語を「障害者」にしなかったのはなぜか。

(竹林課長)

これは、実質的には障害のある県民を指しているが、主語を変えると、障害のあるなしで県民の立場を分離してしまうのではないかと考えた。わかりやすさを優先すれば、「県民」と「障害のある人」を分けた方がよいと思うので、その意見が多ければ考えたい。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

その分けない考え方には賛同するが、もっと分かりやすい注釈などはできないか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

「県民は、障害のある人から発信しやすい環境を作るよう努める」というようにしたほうがよい。

(佐藤副座長)

その趣旨だと、障害のある県民と障害のない県民を分けない考え方に基づくので、書き方を考えなければならない。

市町村の義務については、この県の研究会で決めるわけにもいかないもので、このあたりがぎりぎりいっぱい表現だと思う。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

障害者自立支援法では市町村の事務について規定があったと思うが。

(佐藤副座長)

法律なら可能だと思うが、県の条例で市に対して義務を課すことはできないと思う。

(森委員)

佐藤副座長や課長も抱えているであろう、やきもきしたもどかしい感覚は察する。市町村に対しても、県民・住民の立場・視点で強く働きかける、という解釈を共有化していけばよいのではないかと思う。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

11pは～でわかりやすく、「県民は、障害を負ったときには、障害のあることによる・・・」としてはどうか。

(佐藤副座長)

今の木村委員の意見はいいなと思うが他のから方はどうか。案として参考としたい。

(高村委員)

～の県民の役割が引っかかる。うちの子も重度の知的障害があるので、「努める」と言われても、

努めなければいけないのか、違和感を感じる。みんなの中にいること自体が、何かを発しているという事なのか。

(佐藤副座長)

とりわけ知的障害や精神障害の場合には常に議論になることだと思うが、本人ができることは本人が行い、できないことはそれを支援者が補うということだと思う。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

「努める」というより他の表現に変えてもよいのではないかと思う。努めていくことを強制されることに懸念がある。

(竹林課長)

途中から来た方もいるので、まずこの資料の位置づけを、改めて説明したい。誘導するつもりはないが、どこかでたたき台をまとめなければならない。誰でも全ての法律を把握している訳ではないが、法律による制約を頭に置いて議論したい。

このこと(障害のある人からの発信)については、中間報告の記述を反映している。その時にも議論があったが、弱めるとその意義が失われる。

他の条例でもこのような書きわけ方になっているが、色々に関心や興味の異なる県民個人々人に対してあまり重い義務をかけることはできない。交通安全条例などもそういう趣旨。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

自分は、これ(障害のある人からの発信)があることで、精神障害のある方に対しても、エンパワメントというか、「自分たちも何か言わなきゃいけないんだ」「逃げてはいけないんだ」という努めがあることを表せるのではないかと思う。

(高梨副座長)

色々とかき分けようとする訳が分からなくなるので、あっさりと、「障害のある県民とその関係者は」ということで記述してはどうか。

(佐藤副座長)

そのことで木村委員とも意見を重ねているところ。

(高梨副座長)

わたしは障害のあるなしで分けることをあまり意識しないが、それを意識することが逆に萎縮的だと思うがどうなのだろうか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

私は「努力しなさい」と言われてきたのは当たり前のことで、「これまで以上に努力しろというのだろうか」というのが正直な感想である。

(佐藤副座長)

高梨副座長のご発言もありましたが、「不自然な表現をとらない」ということと「県民を分けない」

という2点をふまえて事務局で案を作ってもらいたい。

次に、解決のための仕組みの説明だが、分かりやすくまとめたチャートが資料3なので、説明していただきたい。

(竹林課長)

分かりやすくしようとしたが、逆に複雑な図になってしまったかもしれないので補足する。

図の左側が、「身近な相談機関」で、右側が「県中央の大きな第三者機関」。一番身近な相談は相談員で、全県で数百人はいる。指定機関は各圏域ごとの中核地域生活支援センターなどを想定している。身近なところは使いやすいが権限が弱い。中央は敷居が高いけれども権限が強いというイメージ。

(事務局:小森)

資料説明。

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための委員会についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

何らかの解決のための仕組みがなければ条例の実効性は担保されないので、県独自の解決のための機関をつくるべきです。この場合、大きな組織だけでなく、身近なところに相談ができる窓口が必要です。

2. 法制上の論点

○ 地方自治法上、知事から独立して、対外的に意思表示ができる機関(例えば、公正取引委員会のような「独立行政委員会」)の設置は認められないため、本委員会は、自治法上、「執行機関の附属機関」(自治法第138条の4第3項)という位置付けにならざるを得ない。したがって、本委員会は対外的意思表示である「勧告」「公表」「広報啓発」「表彰」「調査」等にはできないとされる。

3. 参考例

○ みやぎ連絡協議会案

名称 差別救済委員会

構成員 過半数障害者

委員数、任期等 9人以内、任期2年

事務 助言及びあつせん、事実の調査、是正勧告、公表の進言

守秘義務 あり(違反は5万円以下の過料)

○ 東弁護士案

名称 人権侵害の予防及び救済委員会

構成員 委員の半数が障害のある人、人格が高潔で人権に関して高い識見を有する者

委員数、任期等 10人以上の偶数(常勤2人以上)、任期2年

事務 人権侵害の予防及び救済(助言、あつせん、調査、勧告、公表要求等)

守秘義務 あり(違反は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

※いずれも、上記地方自治法上の論点から精査が必要な内容と思われる。

[障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための委員会のイメージ]

1. 構成員
 - 障害のある人
 - 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすことに関し優れた識見を有する者
2. 委員数、任期等
 - 委員10名以内
 - 任期2年(欠員補充の委員の任期は前任者の残任期間)
 - 委員長・副委員長は委員の互選
 - 知事が委嘱する
3. 事務
 - 障害のある人に対する個別の差別事案を解決するための助言及びあっせん、訴訟の援助の相当性に関する審議
 - 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための県の施策(条例の解釈指針の策定を含む)への提言
4. 守秘義務
 - 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない(退職後も同様とする)
 - 違反した場合は罰則を課する

指定機関についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

何らかの解決のための仕組みがなければ条例の実効性は担保されないので、県独自の解決のための機関をつくるべきです。この場合、大きな組織だけでなく、身近なところに相談ができる窓口が必要です。
2. 法制上の論点
 - 中核地域生活支援センターを想定。
 - 民間団体を指定して、制度上の事務の一部の担当させる「指定法人制度」が地方自治法上認められるかどうか議論がある。
 - 政令市(千葉市)、中核市(船橋市)の取扱い。
 - 「指定法人」は民間団体であるので、公権力的な業務は実施できない。
3. 参考例
 - 高齢者雇用安定法において、「都道府県高年齢者雇用安定センター」を都道府県ごとに1箇所指定している。

[指定機関のイメージ]

1. 指定機関
 - 中核地域生活支援センターその他の権利擁護機能を有する機関
 - 2の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの

- 2の業務を適正かつ確実にを行うため専任の職員を置く
 - 健康福祉センターの所管区域、千葉市及び船橋市ごとに1箇所を知事が指定
2. 業務
- 障害のある人に対する個別の差別事案を解決するための相談
 - 個別の差別事案に対する助言及びあっせんの申立てに係る調査
 - 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための県民に対する広報啓発
3. 協力・連携
- 2の業務について知事及び地域相談員と協力、連携する
4. 守秘義務
- 指定機関の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない(退職後も同様とする)

地域相談員についての論点

1. 中間報告での記述(抄)
- 何らかの解決のための仕組みがなければ条例の実効性は担保されないので、県独自の解決のための機関をつくるべきです。この場合、大きな組織だけでなく、身近なところに相談ができる窓口が必要です。
2. 法制上の論点
- 身体障害者相談員、知的障害者相談員、その他の障害のある人に対する相談又は人権擁護を行う者を想定。
 - 民間人であるので、公権力的な業務は実施できない。
 - 条例上、名称を規定するには、身体障害者相談員、知的障害者相談員のように法律に根拠があることが必要。
 - また、両相談員については、法律に定められている施行業務と障害者の差別に関する相談が重なっており、知事が委嘱する。
 - これに対し、民生委員等その他の障害のある人に対する相談又は人権擁護を行う者については、障害者の差別に関する相談が施行業務としてストレートに重なっておらず、また、大臣が委嘱するとなっており、本条例上の業務を自動的に行わせることとするのは困難。したがって、これらの者については、任意に参加を求める方式(申請による登録制度)が考えられる。
 - 前項の申請による登録制度については、相談員の資格要件を一律に定めることが困難であるため、委員会による審査により資格を認定する方法によらざるを得ない。しかし、その場合でも基準となる包括的な要件規定は必要であると考えられる。
3. 参考例
- 身体障害者福祉法12条の3第1項
都道府県は、(中略)身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。
 - 知的障害者福祉法15条の2第1項
都道府県は、(中略)知的障害又はその保護者(中略)の相談に応じ、及び知的障害者の更

生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

[地域相談員のイメージ]

1. 相談員の資格

- 身体障害者相談員(身体障害者福祉法第12条の3第1項に規定する業務の一部として)
- 知的障害者相談員(知的障害者福祉法第15条の2第1項に規定する業務の一部として)
- 障害のある人に対する相談又は人権擁護を行う者で、委員会の意見を聴いた上で、知事が登録した者

2. 業務

障害のある人に対する個別の差別事案を解決するための相談

3. 協力・連携

2の業務について知事及び指定機関と協力、連携する

4. 守秘義務

地域相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない(退職後も同様とする)

なお、委員会の審議する訴訟援助については、現存する消費者保護条例と同じように費用の貸し付け等を想定している。また、委員会の権能に関しては、地方自治法上の論点の精査が必要。指定機関については、中核地域生活支援センターのない政令市や中核市の扱いをどうするかが問題。指定機関職員の守秘義務には刑事罰としての罰則は無し。相談員は、身体・知的以外の民生委員などは任意参加の形として、委員会で資格を認定することとする。

(佐藤副座長)

法的な制約もあって、なかなか複雑で分かりづらいシステムなので、ご意見などいただきたい。

(森委員)

12p(委員会)の論点について、私たちメンバー自身がこういう問題があるという共通認識をしておかなければならないと思う。こういう規制のある附属機関だということを認識しておかなければならない。

13p、委員の構成について質問だが、委員会構成員の「優れた識見を有する者」というと、その判定基準を考えなければならないのではないかと思う。

続いて、14pの指定機関の県行政としてどのように知恵を作っていくのか、法制上の論点の隙間を縫う仕組みはお任せします。

(西村委員)

委員会の委員構成について、地域性というか、“時差”“温度差”が結構ある。識見を有する方、ということもあるが、中央にいる方で構成されるのか、地域を踏まえた構成も考慮していただきたいと思う。地域相談員もそうで、田舎に行けば行くほど、名誉職としてやっている人ばかりで、「余計な仕事が増える」と思う人も多いただろうと思う。地域性を考慮していただけるとありがたい。

(成瀬委員)

身体障害者相談員は、知事から任命されたものであるが、実際は地元の名士がなっている。市役所で曜日ごとに相談を受けているが、こちらが車いすだと「あなたは障害者か」と相談者に失望されることもある。ハローワークに相談に行ったりする程度。八千代市に引っ越してきて5年たつが、相談に来たのは2人程度。

リストを見たとき、すばらしいと思った。しかし、地域での名誉職をやりたいという人も多い。要するに、本当に相談したい人は、職業を探している人以外にもいると思うが、大変な、法律的な取組みが必要な相談にこれまで出くわさなかったのがラッキーなくらい。制度としてこういう流れがきちんと確立されればよいと思う。相談者の役に立つすばらしい制度になると思う。

その前に、現在委嘱されている身体障害者相談員をうまく次の相談員にバトンタッチできるようランディングすることが必要。誠心誠意している人もいると思うが、委嘱の際に、どういうふう役に立つか、「あなたはこういう役をやる」という説明や情報提供をされていない。きちっとするよい機会だと思う。

最近、中核地域生活支援センターのミーティングがあったが、センターは相談など膨大な事務を抱えている。それを整理して再構築するよい時機ではないか。

(高梨副座長)

手短かに申し上げる。以前も相談員の研修に招かれたことがあったが、法的制約があったり、自治体との連携がうまくいってなかったり、という問題もあるが、せつかく現在ある制度なので活性化できればよいと思う。

そこで、身体・知的・精神の3障害で足並みを揃えて、ということ、どうしても精神障害の相談対応が弱くなる。県独自で、精神障害者のご家族や当事者の方を相談員として登録できればよいと思う。

また、広報啓発に関して、県民の教育や啓発を行う機関を考えているのか、という2点について確認したい。

(竹林課長)

相談員の拡充については、財政上の問題もあるし、また、人材が揃えられないのではないかとと思うので、検討課題とさせていただきたい。既存の身体障害者相談員もうまく機能していないというが、県から具体的な指示がないことが一つの原因でもある。条例の先頭に立つということになれば、やる気が出て活動する人も増えると思う。山田さんからも意見が出たが、ただ中立な第三者ではなく、当事者の立場に寄り添ったという人ということ。

広報・啓発は既存以外の機関では難しい。ただ、現在ある相談員や専門職については、別途、条例上の役割の研修などを行う必要もあるかと思う。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

聴覚障害をもつ相談員に、研修会の機会を設けた。相談をするということだけではなく、いずれにせよ、このような特定の障害に特化した研修会が必要だと思う。これで解決するための仕組みとして、チャートの中でケース会議などの有機的な連携も盛り込んでいければと思う。

(横山委員)

知事への申立てについては、養護者や関係者以外に、地域相談員なども行えるようにしたほうがよいと思う。

(高村委員)

「差別したとされる人」の中に市町村や教育委員会、場合によっては県といった公的機関も含まれるのか。

(佐藤副座長)

それは含まれる。

(森委員)

業務が行われているか、という外部評価の仕組み、「きちんとやっている・いない」ということを見えるようにする仕組みを、県民の役割として見つめることが必要。

(佐藤副座長)

それはたしかに大変重要なこと。委員会の委員の中には、扱う案件の内容から、判断の独立性・中立性を保つために身分保障的なものが必要だろう。

(金子委員)

フローチャートを拝見して、運営適正化委員会の実行部隊的な仕事をしているが、公表など単にそういったことを明らかにしただけでは差別はなくなるのではないか。問題の背景を明らかにした上で、解決していかなければならない。

委員は外部委員だと思うが、1つの案件について1回・2回では終わらないと思う。「差別を受けた」という声を直接あげられる方は少ない。匿名の相談が多い。知的障害者本人からの相談も多い。エンパワメント的な機能を、委員会と指定機関も行っていく必要があるのではないかと思う。これは県の所管課を事務局として充てて行うのか、明確にしていけないといけない。

身近な相談、というものもあるが、たとえば200件ある相談のうち、事業者を経るものは1割しかない。ほとんどが直接運営適正化委員会に来る。市町村等も含めた解決の流れづくりを考えた方がよいのではないか。包括支援センターとの関係も、対応策として考えるべきではないか。

(佐藤副座長)

主にあっせん機能についてということですね。

(金子委員)

あっせんは少ないが、事情調査ということは非常に微妙なことで、1回や2回で終わるものではない。それが委員会に担えるのか。7名の公益委員に直接行わせるのは困難で、3名の事務局員が実質行っている状態。

(佐藤副座長)

10名全体で動くのは困難なので、部会制といったことも考えられる。

(西村委員)

役場は、田舎に行けば行くほど重要。市町村にも努力義務があるのであれば、条例の仕組みの外側の案件、そういう話の持っていくかたについても、見えるように規定がほしいところ。

(佐藤副座長)

市町村に直接義務を課すのは難しいが、みなさんも市町村を突き上げてほしい

(鈴木教授)

通常、こういう委員会ができたときは、知事部局も、教育委員会も尊重するのが通常。委員会の判断は、教育委員会にとっても重いもの。市町村に関しても、委員会の判断は実質的に重いものとなると思う。

(佐藤副座長)

条例では委員会の委員の地域バランスなど盛り込めないのか。

(竹林課長)

ここでの有識者は「あまりに的はずれな人ははじく」とい程度の例文であり、定型的文章。

(佐藤副座長)

では次に、「相談」から「訴訟の援助」までの部分について事務局から説明を。

(事務局:小森)

<助言・あっせん～訴訟の援助>

相談、助言及びあっせんの申立て、事実の調査についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

何らかの解決のための仕組みがなければ条例の実効性は担保されないので、県独自の解決のための機関をつくるべきです。この場合、大きな組織だけでなく、身近なところに相談ができる窓口が必要です。

2. 法制上の論点

- 「相談」については、公権力の発動ではなく、任意のものなので、民間である「指定機関」「地域相談員」で可能ではないか。
- 「事実の調査」について、知事が行うものについては、公権力性を帯びるものとして「勧告」「公表」で担保することとしたが、指定機関が行う調査については、任意の調査と位置付けざるを得ない。
- 委員会は、附属機関という地方自治法上の制約から、直接調査はできない。これに代えて、当事者等の負担も少ないことから、委員会に関係者の出席を求め、意見の聴取を行う制度を導入することが考えられる。

3. 参考例

- 消費者保護条例16条

- 1 知事は、申し出のあった苦情であって、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、若しくは及ぼす恐れがあると認めるもの又はその解決が著しく困難であると認めるものについては審議会のあっせん又は調停に付することができる。
- 2 審議会は、前項のあっせん又は調停のために必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

相談

1. 相談機関

障害のある人、養護者及び関係者は、個別の差別事案について、指定機関及び地域相談員に相談することができる

2. 相談後、指定機関及び地域相談員が取り得る措置

- 関係者への必要な助言
- 関係行政機関等の紹介
- 法律支援に関するあっせん
- 関係者への説明
- 関係者間の調整
- 関係行政機関等への事実の通告
- 犯罪に該当すると思料される虐待等の人権侵害の通報
- 知事への助言及びあっせんの申立ての支援

助言及びあっせんの申立て

障害のある人は、個別の差別事案について、知事に助言及びあっせんの申立てをすることができる。養護者及び関係者は、本人の意思に反しない限り申立てをすることができる

〔事実の調査のイメージ〕

1. 申立てに係る事実の調査

知事は、助言及びあっせんの申立てについて、事実の調査を行うことができる調査対象者は、正当な理由がある場合を除いてこれに協力しなければならない

2. 事実の調査の委託

知事は、必要があると認める場合には、指定機関に事実の調査を行わせることができる

助言・あっせん、勧告等についての論点

1. 中間報告での記述(抄)

障害者差別の場合は、明確に刑事罰に当たる場合を除いて、何が差別であるかが明確でなく、処罰の必要性についての共通理解が形成されていません。罰則にこだわるとかえって解決できる範囲が狭まることも考えられます。また、罰を恐れて過度に萎縮したり、障害者との

接触を避けたり、反感を強めたりといった副作用も考えられます。事業者名の公表など、より多様で間接的な手段を考えるべきではないかと思われれます。

2. 法制上の論点

- 「助言」「あっせん」については、附属機関としての限界から、知事の付託により実施するという構成としているが、公権力の発動ではなく、任意のものなので、委員会で可能ではないか。
- 勧告について、最近の判例の中には行政処分性を認めるものがあり、委員会ではなく知事の業務と位置付けることが適当。しかしながら、委員会が知事へ進言できることとし、さらに、知事に対し、委員会の進言についての尊重義務を課し、事実上、委員会の判断が反映されるようにすることが考えられる。
- 勧告については、千葉県行政手続条例が直接適用されないので、同趣旨の事前手続を本条例で定めるべきか議論する必要がある。

3. 参考例

- 消費者保護条例16条1項(審議会の調停等)

- 4. 知事は、前条第1項の規定により、申出のあった苦情であって、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認めるもの又はその解決が著しく困難であると認めるものについては、審議会のあっせん又は調停に付することができる。

〔助言・あっせんのイメージ〕

1. 委員会への付議

知事は、助言及びあっせんの申立てについて、委員会の助言又はあっせんに付することができる

2. 委員会の意見聴取・資料提出要求等

委員会は、1の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る事業者、障害のある人その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる

〔勧告等のイメージ〕

3. 是正勧告の進言

委員会は、正当な理由なく、差別を行い、又は合理的配慮を行っていないと認められる者について、知事に是正勧告をするよう進言することができる

4. 是正勧告・委員会進言の尊重義務

知事は、正当な理由なく、差別を行い、又は合理的配慮を行っていないと認められる者に対して是正勧告をすることができる

この場合において、知事は1の委員会による進言を尊重しなければならない

5. 調査協力勧告

知事は、正当な理由なく、事実の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告できる

公表、訴訟の援助等についての論点

6. 中間報告での記述(抄)

障害者差別の場合は、明確に刑事罰に当たる場合を除いて、何が差別であるかが明確でなく、処罰の必要性についての共通理解が形成されていません。罰則にこだわるとかえって解決できる範囲が狭まることも考えられます。また、罰を恐れて過度に萎縮したり、障害者との接触を避けたり、反感を強めたりといった副作用も考えられます。事業者名の公表など、より多様で間接的な手段を考えるべきではないかと思われれます。

7. 法制上の論点

- 公表について、最近の判例の中には行政処分性を認めるものが多く、委員会ではなく知事の業務と位置付けることが適当である。しかしながら、公表の前段としての勧告について、委員会が知事へ進言できることとし、さらに、知事に対し、委員会の進言についての尊重義務を課し、事実上、委員会の判断が反映されるようにすることが考えられる。
- 公表については、千葉県行政手続条例が直接適用されないので、同趣旨の事前手続を本条例で定める必要がある。

8. 参考例

○ 消費者保護条例16条(審議会の調停等)

3 知事は、正当な理由なく、事業者が前項の規定による出席を拒み、前項の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をし、又は前項の規定による資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出したときは、その旨を公表することができる。

○ 消費者保護条例24条(意見の聴取)

知事は、(中略)公表を行う場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表をすることができる。

○ 消費者保護条例17条(訴訟の援助)

1 知事は、消費者が事業者に対して提起する訴訟(民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解及び民事調停法による調停を含む。以下同じ。)が次の各号に該当する場合であって、審議会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、(中略)当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。(以下略)

[公表のイメージ]

9. 公表

知事は、正当な理由なく、関係者が委員会からの出席、説明、資料提出要求に対し、出席を拒み、説明をせず、若しくは虚偽の説明をし、若しくは資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は是正勧告又は調査協力勧告に従わないときは、その旨を公表することができる

10. 意見の聴取

- 知事は、公表を行う場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない

- ただし、これらの者が正当な理由がなくて意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表をすることができる

〔訴訟の援助のイメージ〕

知事は、障害のある人が差別を行っていると思われるものに対して提起する訴訟(和解、調停を含む)が助言又はあっせんに付されている差別事案に係るものである場合であって、委員会が適当と認めるときは、訴訟を提起する者に対し、訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる

(森委員)

論点について、法律上どうしても規制されているものと認識するが、これらの仕組みを実現していただきたい。

助言・あっせんについては、知事の業務になっている事が重要と思う。ある意味、知事に仕事を課すのはよい仕組みだと思う。

質問。行政手続条例が勧告や公表に直接適用されない理由について、なぜ適用されないのか。訴訟の援助の論点も認識した。しかし、訴訟の援助について、法制上の論点は本当に無いのかどうか心配。

公表の仕組みとして評価できることは、「公開による意見の聴取」という公開性が良いと思う。公表は結果だが、そこに至るまでのプロセスとして、言い方は適当ではないかもしれないが、社会的制裁としての効力が増す。

付言するが、訴訟の援助の「障害のある人が」の次に「、」を入れた方がよい。

(佐藤副座長)

まず、勧告や公表については、いわゆる行政処分でないので行政手続条例が直接適用されない。だから個別に書くことになるということ。

訴訟の援助について論点がない理由は、すでに前例があり、法律上の縛りがないからだと思う。

(鈴木教授)

勧告については、行政処分に該当するか否か、裁判所の判断が揺れている。行政処分ではないが、「こうしてください」と公的に言うことであり、グレーゾーン。そのため、行政手続条例がかかってこないが、それに準じた扱いをすることになる。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

森委員から合理的配慮についてメーリングリストでも意見交換があったが、9pの基本理念に合理的配慮がないのに、21pの勧告対象に合理的配慮があるのは釣り合っていないのではないかと。

(堀口委員)

助言やあっせんのイメージが分かりにくいので、改めて別途説明をいただけるとありがたい。訴

訟の援助について、予算措置はどうなるのだろうか。以前、予算に直接踏み込むことは困難という意見があったが。

(内山委員)

精神科では医療審査会というのがあるが、看護師から差別的な発言を受けたというような場合に、相談ができるのか。中核地域生活支援センターなどにホットラインができるのか。また、医療審査会など既存制度との住み分けができるのか、整理できる機会があれば考えていきたい。

(佐藤副座長)

基本的には、法律上すでに整備されている医療審査会が優先して利用されるものと思う。それが実際に役立っていない、というのであれば、条例の制度を使ってもよいのでは。

(竹林課長)

法律上書かれている業務については、精神科医療審査会が優先するものと思う。苦情や相談を誰が受け取るか、という工夫が必要だと思うが、それ以外の苦情を処理することも考えられる。どちらのラインに入っても、連携さえしていれば、解決できるのではないかと思う。

(鈴木教授)

助言やあっせんについては委員会が直接できるか疑問。法律上の精査が必要。委員会に取り上げると言うことであれば、さしあたりゼロ回答はないのでは、というイメージではある。

(佐藤副座長)

時間が過ぎているので最後の項目に議論を移したい。

(事務局:小森)

<表彰、情報の提供、罰則について>

表彰、情報の提供等についての論点

11. 中間報告での記述(抄)

差別の背景となる無理解そのものを解消していくために、差別が起きた後の解決のための仕組みだけでなく、理解を広げるための広報・啓発・調査研究や、障害者への配慮等に積極的に取り組んでいる個人、団体、企業などを応援する仕組みも考える必要があります。「罰する」「取り締まる」という発想だけではなく、一所懸命、十分な配慮・取り組みをしている人をみんなで応援していく仕組みづくりをすべきです。そのためにも、障害者の問題に積極的に取り組んでいる企業の事例や、身の回りにある小さな理解を広げるエピソードなどを集めるのが良いのではないかと思います。

12. 法制上の論点 ○「表彰」は、対外的意思表示であり、自治法上の制約から附属機関である委員会で行うことができず知事しかできない。しかしながら、委員会の意見を聞くこととして、事実上、委員会の判断が反映されるようにすることが考えられる。

○ 「表彰」は、特に優れた人を対象とし、情報提供は、「点字メニューを用意しているレストラン一覧」「身障者用トイレ設置駅一覧」等をホームページ等に載せていくイメージ。

13. 参考例

○ 安全で安心なまちづくり条例26条(賞揚)

公安委員会は、安全で安心な街づくりを促進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げるもののうち、その行為が県民の模範となると認められる者について、賞揚することができる。(以下略)

○ 人権擁護法案36条

人権委員会は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会(中略)が、職務上、特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知させるよう努めるものとする。

[表彰のイメージ]

14. 表彰の対象者

知事は、障害のある人に対する理解を広げ差別をなくすため、基本理念にのっとり、その行為が県民の模範となると認められる者を表彰することができる

15. 委員会の意見

知事は、表彰にあたっては、委員会の意見を聞かなければならない

16. 対象者の推薦

指定機関及び地域相談員は、対象者を知事に推薦することができる

[情報の提供のイメージ]

○ 知事は、表彰の対象となった行為を一般に周知する

○ 知事は、障害のある人に対する理解を広げ差別をなくすための民間の取組みについて、県民への情報提供その他の必要な支援を行うことができる

罰則についての論点

17. 中間報告での記述(抄)

タバコのポイ捨て禁止条例のように、条例で罰則を設けている例もあるので、障害者差別についても、倫理面の啓発に止まらず、悪質なものは罰則で取り締まるべきではないかとの考え方も根強くあります。

しかしながら、障害者差別の場合は、明確に刑事罰に当たる場合を除いて、何が差別であるかが明確でなく、処罰の必要性についての共通理解が形成されていません。罰則にこだわるとかえって解決できる範囲が狭まることも考えられます。また、罰を恐れて過度に萎縮したり、障害者との接触を避けたり、反感を強めたりといった副作用も考えられます。事業者名の公表など、より多様で間接的な手段を考えるべきではないかと思われれます。

18. 法制上の論点

○ 障害者に対する差別行為に対し、罰則を設ける場合、明確な構成要件を定めることが困難ではないか。

- 委員会委員・指定機関職員・地域相談員いずれも個人のプライバシーに関わることから守秘義務を課している。罰則については、他の制度とのバランスから、知事が委嘱する委員会委員のみとし、指定機関職員及び地域相談員については、指定の取消し等で対応することが考えられる。

19. 参考例

- みやぎ連絡協議会案17条(委員の守秘義務違反に対し、5万円以下の過料)
- 東弁護士案41条(委員の守秘義務違反に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 情報公開条例34条(委員の守秘義務違反に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

[罰則のイメージ]

委員会の委員で守秘義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

(森委員)

「表彰」と「情報の提供」の違いについては認識を共有する。
罰則については表現上の問題だと思う。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

罰則がないのであっても、なんらかのコメントは必要なのではないかと思う。
障害者であると偽る場合はどうか。障害者になることで「うまみ」ができれば障害がないのに障害者と偽る人も出てくるのではないか。そういう面があることも念頭に置いて頂きたい。

(佐藤副座長)

委員が守秘義務に違反した場合のみに対して罰則というイメージなのだが、これは、中間報告をはじめこれまでの議論を踏まえて、一般の方の差別行為そのものは罰しないというイメージだがよろしいか。

ところで委員の罰則の量刑はこれで適当なのだろうか。最高で懲役1年とのことだがあまり厳しいと担い手がいなくなってしまうそうだが。

(竹林課長)

情報公開条例の審査会委員の守秘義務違反など、他の例とも照らし合わせて勘案した。

(佐藤副座長)

条例以外の取組みということで、資料4に各委員からのご提案などをいただきたいと思う。立候補やご推挙などもいただきたいと思うがいかがか。

(竹林課長)

条例以外の仕組みのイメージなのだが、これまで、委員の方からいただいた意見で、記録しているものを挙げた。

例えば、学校教育で教材はどうやったらできるのか、「副教材には検定はないのか」「総合学習の時間を使えばよいのか」といったことを教育に詳しい委員などを、手分けをして決めていただきたい。

(佐藤副座長)

お疲れのところ恐縮だが希望などあれば。

(森委員)

CMの放送をやる。

(横山委員)

では私は学校教育を。

(佐藤副座長)

ではひとまず横山委員と木村委員で学校教育担当ということで、他に希望があればあとでFAXやメールなどで事務局に提案してほしい。

不慣れな司会の不手際で会議が長引いたが、今後の進行について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局:小森)

次回は10月27日、この場所で6時から研究会を行う。

(佐藤副座長)

小一時間も遅くなり大変に申し訳ない。ありがとうございました。

---第15回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---